

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット 御中

回答書

2022年8月29日
株式会社ファーマフーズ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
貴社より2022年8月3日付でいただきました申入書に対し、下記の通り回答いたします。
ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 今回の申入は当社のプロモーションが特商法の「電話勧誘販売」に該当することが前提となっています。

ところで、特商法2条3項によると、いわゆるインバウンドが「電話勧誘販売」に該当するのは、「政令で定める方法により電話をかけさせ(る)」場合で、その政令で定める方法で本件に関連する方法とは【電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請する】方法(以下、「政令委任の方法」と呼びます)です。

そして、当社のプロモーションについて「貴社は、真実はサプリメント定期購入の勧誘であるのにそのことを秘して、ルーペ購入勧誘のチラシを配布し、消費者から貴社に電話をかけさせています」という事実認定をもとに、当社のプロモーションは「政令委任の方法」に該当すると判断されています。

2. 今回申入のケースは、当社の博士ルーペの広告からの電話を受けた際にコールセンターでアイケア系のサプリメントの定期購入をセットで勧めていることを指していると思われ
ますが、それに関する事実関係は、

「この広告からの購入者のうち(本年7月、N15,477)、単回で博士ルーペのみを購入する方は72.8%(N11,268)、博士ルーペとサプリメント定期コースをセットで購入される方が27.1%(N4,209)」というものです。(コールセンター数値)

このようにチラシの記載のとおり博士ルーペを購入している人が7割以上ございますので、「政令委任の方法」が言うような「真の目的が別にある」というケースには該当しないものと考えております。

3. 当社が広告のチェックを依頼している株式会社薬事法ドットコム社（東京都新宿区新宿4-3-17 FORECAST 新宿 SOUTH 5階）によると、同社のクライアントである株式会社メビウス製薬社（東京都港区赤坂2-5-1 S-GATE 赤坂山王 6F）が、本件に類似した案件において東京都よりヒアリングを受けた際、「真の目的が別にある」というケースは表面上の勧誘による受注が10%にも満たない場合だという解釈を示されたそうです。（2019年頃のこと）

この事例から考えましても、政令が想定する事案とは性質が異なるのではないのでしょうか。

4. 以上により、ご指摘のケースは電話勧誘販売に該当するものではなく、これに特商法は適用されないものと考えられます。

以上